役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則

（目的及び意義）

第１条　この規則は、公益財団法人長野県体育協会（以下「この法人」という。）定款第20条第３項及び第34条第３項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用について必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第48号　以下「一般法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号　以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4) 報酬等とは、認定法第５条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。

(5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　この法人は、常勤の理事の職務執行及び監事の監査の対価として報酬を支給することができる。なお、非常勤役員及び評議員は無報酬とする。

2　役員等には、役員賞与及び退職金を支給しない。

（定例報酬の額の決定）

第４条　常勤の理事に支払う報酬は、１人当たり年間300万円以内とする。

2　監事に支払う報酬については、１人１時間7,000円以内とする。

（定例報酬の支給）

第５条　定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

（費　用）

第６条　この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2　役員等が、この法人の依頼に応じて業務のために旅行する場合の費用弁償は、県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則（昭和33年長野県規則第60号）の例による。ただし、日当は支給しない。

3　常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

（公　表）

第７条　この法人は、この規則をもって、認定法第20条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（補　則）

第８条　この規則の実施について必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

（改　廃）
第９条　この規則の改廃は、評議員会の決議により行う。

附　則
この規則は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。